

# 名張市障害者アグリ雇用推進協議会規約

平成 21 年 2 月 5 日制定  
平成 21 年 6 月 30 日改正  
平成 22 年 7 月 15 日改正  
平成 23 年 6 月 1 日改正  
平成 24 年 6 月 1 日改正  
平成 28 年 4 月 1 日改正  
平成 29 年 6 月 8 日改正  
令和元年 5 月 14 日改正

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、名張市障害者アグリ雇用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協議会は、主たる事務所を三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、名張市における農業分野の障害者の雇用、就業を推進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げることを行う。

- (1) 研修会の実施に関すること
- (2) 指導者の育成に関すること
- (3) 障害者雇用労働マニュアルの普及に関すること
- (4) 実証に関すること
- (5) その他、農業分野における障害者の雇用、就業の推進に関すること

## 第 2 章 会員等

(協議会の会員)

第 5 条 協議会は、次に掲げる組織の代表及び会員の推薦に基づき、協議会の承認を得た者をもって組織する。

- (1) 伊賀ふるさと農業協同組合
- (2) 特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会
- (3) 社会福祉法人名張育成会
- (4) 三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園
- (5) 学識経験者
- (6) 三重県 伊賀地域農業普及センター
- (7) 農業関係団体、社会福祉団体、園芸福祉関係団体、その他協議会が必要と認め、承認した者
- (8) 名張市

2 会員には、費用を弁償することができる。ただし、費用弁償等の基準は名張市の基準に準じる。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代理し、会長が欠けたときはその仕事を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号の結果を総会に報告すること。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、原則として各年度初めの総会までは、仕事を行うものとし、再任は妨げない。

### 第4章 会議

(総会)

第9条 協議会は、各年度の初めに総会を開催する。ただし、会長が必要と認めるときには、臨時総会を開催することができる。

2 総会は会長が招集し、次の事項を審議、議決する。

- (1) 事業報告と収支精算、事業計画と収支予算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の仕事に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

4 総会の議長は、会長が努める。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第10条 協議会の事業推進のため、必要に応じて運営会議を開催することができる。

2 運営会議は会長が招集し、次の事項を審議、決定する。

- (1) 協議会の事業推進に関すること。
- (2) その他、協議会の運営に関する軽易な事項。

3 運営会議は、協議会会員により構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、会員と別に有識者等を会議に招へいし、出席させることができる。

4 運営会議の議長は、原則として会長が努める。

5 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第11条 総会の決定に基づき、協議会の業務を推進するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 名張市産業部担当室長及び担当者
- (2) 名張市福祉子ども部担当室長及び担当者
- (3) 名張市障害者人材センター担当者

3 事務局には業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。

4 事務局長及び事務局次長は、第2項に掲げる者の中から会長が任命する。

### (事業推進会議)

第11条の2 協議会の事業実施のため、事業推進会議を開催することができる。

2 事業推進会議は事務局長が招集し、次の事項を所掌する。

- (1) 協議会が行う事業の企画、立案に関する事。
- (2) 事業実施のための関係者、関係機関の調整や合意形成に関する事。
- (3) その他協議会が行う事業実施に関する事項。

3 事業推進会議は、事務局及び関係団体の職員で構成する。

### (部会)

第11条の3 協議会の事業実施のため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の運営にあたっては、この規約に定めるもののほか、会長が別に定める。

### (業務の執行)

第12条 協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 名張市障害者アグリ雇用推進協議会事務処理規程
- (2) 名張市障害者アグリ雇用推進協議会会計処理規程
- (3) 名張市障害者アグリ雇用推進協議会文書取扱規程
- (4) 名張市障害者アグリ雇用推進協議会公印取扱規程

## 第6章 会計

### (事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (経費)

第14条 協議会の経費は、次の各号の収入をもって充てる。

- (1) 国、県、市、その他公共的団体等からの補助金、交付金、委託費
- (2) その他の収入

### (経費の取り扱い)

第15条 協議会の経費の取り扱いは、名張市障害者アグリ雇用推進協議会会計処理規程で定める。

### (監査)

第16条 会長は、毎事業年度終了後速やかに、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出し、監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書

2 監事は、前項の書類の提出があったときは、速やかに監査し、監査報告書を作成のうえ総会に報告しなければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第17条 協議会の監理、運営にあたっては、この規約に定めるもののほか、会長が別に定める。

### 附 則

この規約は、平成21年2月5日から施行する。

### 附 則（平成21年6月30日）

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

### 附 則（平成22年7月15日）

この規約は、平成22年7月16日から施行する。

### 附 則（平成23年6月1日）

この規約は、平成23年6月2日から施行する。

### 附 則（平成24年6月1日）

この規約は、平成24年6月2日から施行する。

### 附 則（平成28年4月1日）

この規約は、平成28年4月2日から施行する。

### 附 則（平成29年6月8日）

この規約は、平成29年6月9日から施行する。

### 附 則（令和元年5月14日）

この規約は、令和元年5月15日から施行する。